

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果と御意見に対する考え方
 (平成30年3月17日～4月16日意見募集)

別紙

提出件数 6件 (法人 5件、個人 1件)

(順不同)

No.	提出者	提出された意見	考え方	案の修正の有無
1	株式会社 Globalstar Japan	<p>今般公表されました、5GHz帯無線LANの利用拡大等に向けた制度整備に関する、電波法施行規則の一部を改正する省令案等につきまして、賛同の意見を表明致します。</p> <p>特に、省令改正案の中で、”登録局の運用を制限することができる場合”として、”人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められる場合”と明記をされたことについては、陸上無線通信委員会他での審議の結果が、適切に反映されたものと理解をしております。ご関係各位のご尽力に対しまして、改めて謝意を表明いたします。</p> <p>本省令案等の適切な実施により、当該周波数帯の有効利用が図られますことを、ご期待を申し上げます。</p>	<p>本案に賛成する意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	インテル株式会社	<p>5.2GHz帯における無線LANの利用範囲が屋外に拡張される事はユーザの利便性を著しく向上させ、免許不要帯域における新たなサービスの創出を促すことになると期待しています。また、アクセスポイントのEIRPが最大1Wまで増力される点も屋外の利用に好ましい条件と考えます。現時点では、移動衛星との共用を考慮し屋外設置のアクセスポイント等を登録局として認めるという条件になっていますが、今後ITU-RにおけるWRC19 Agenda Item 1.16に関する議論を踏まえながら、事業者やユーザが免許不要帯域の利点を最大限に活かせるように、登録制度の緩和・撤廃を視野に入れた検討を御継続頂きたいと思っております。</p>	<p>本案に賛成する意見として承ります。また、今後、WRC-19の結果に基づき、必要に応じて制度を見直すことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

3	Wi-Fi Alliance	<p>(要点のみを抜粋しております。)</p> <p>5.2 GHz帯の屋外利用認可を支持</p> <p>当アライアンスは免許不要機器に関する5.2GHz帯の屋外利用および最大1Wの出力を認める貴省の提案を歓迎し、これを支持します。</p> <p>貴省の提案は、米国 およびカナダ 含む世界各国が採用している規制構造にも沿っています。例えばカナダの科学経済開発省は、「屋内と屋外の両方で高出力（5.2GHz帯無線LAN）を認可することは、2.4GHz帯および5GHz帯で増えている輻輳状態の解消に役立つ」との認識を示しています。当アライアンスは、5.2GHz帯の屋外利用に対する規制を策定する上で、米国およびカナダの事例は貴省に役立つモデルになると考えており、後述するように両国に近い規則を採用することをご提案します。一般的に、5GHz帯は全世界のWi-Fiの中核的帯域としての役割を果たしており、802.11ax規格を基盤にしている「5G Wi-Fi」を含め、この帯域は今日のWi-Fiネットワークが利用できる最も重要な帯域の一つです。このため、高出力でこの帯域を屋外利用できる環境は、その成功に不可欠な条件です。</p> <p>5.2 GHz帯における低出力機器の屋外利用に関する規則の明確化が必要</p> <p>当アライアンスは、貴省が提案されている5.2GHz帯の無線LANに対する新たな規則を基本的に支持していますが、スタンドアロンの低出力（200 mW未満）無線LANの屋外利用について、将来的な認可条件を明確に示していただければと考えています。今回の意見募集において、無線LANの屋外利用は貴省への登録が必要になるとされていると存じます。当アライアンスは、登録要件を高出力（1000 mW）の屋外利用のみに限定することを提案いたします。なぜなら、これはスタンドアロンの低出力機器の屋外利用に対する世界各国の要件と足並みが揃っているためです。例えばカナダの場合、高出力無線LANは登録が必須となっています</p>	<p>本案に賛成する意見として承ります。</p> <p>人工衛星局への影響を低減するため、送信出力の大小にかかわらず5.2GHz帯無線LANのアクセスポイント（AP）又は中継器を屋外で利用する場合、登録局とする必要があります。</p> <p>なお、今回の改正案では、端末（STA）は現状と同じEIRP 200mW以下となりますが、登録局のAPの制御下で通信する場合は、登録不要で屋外利用を可能とすることとしております。</p>	無
---	----------------	--	---	---

		<p>が、利用場所に関係なくスタンドアロンの低出力無線LANについては登録不要としています。米国の場合、屋内外を問わず高出力無線LANと低出力無線LANの両方について登録は必要ありません。このような背景から、高出力の無線LAN屋外利用についてのみ登録を必要とする貴省の判断に基づき、上記2カ国に似た形の規制構造が日本に適していると考えられる次第です。</p>		
4	無線LAN ビジネス推進連絡会	<p>5. 2GHz帯高出力データ通信システムの屋外利用及び高出力化については、無線LANの利便性向上に大きく寄与すると考えられ、これに賛同致します。</p> <p>本施策による無線LANの利便性の向上を混乱なく実施していくにあたり、登録局制度の活用は必要であると考えます。しかしながら、需要への即応性などの観点から、その手続きについては必要事項を確保しつつもできるだけ簡易な手続きが可能となるよう希望致します。</p>	<p>本案に賛成する意見として承ります。</p> <p>今後、必要に応じて制度を見直すことが適当と考えます。</p>	無
		<p>無線LANの利用ニーズが高い屋外エリアにおいては、特に2.4GHz帯の混雑等により高い通信品質を保つことが困難になってきております。本課題の解決にあたり、5.2GHz帯高出力データ通信システムの屋外利用を推進する本施策は非常に有効であると考えております。</p> <p>5.2GHz帯高出力データ通信システムの屋外での開設区域については、各種レーダーとの干渉検討、及び、国際的なWRC-19に向けた検討状況を踏まえながら、屋外での利用が想定される競技場、公園等の各施設の所在地が含まれており、とりわけ2020年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックに向けた多くの施設のエリアが含まれているなど、適切な開設区域の設定がなされていると考えております。</p> <p>今回の開設区域の設定を第一段階とし、今後も各種レーダーの設置状況及び周波数利用状況や、WRC-19での検討結果等を踏まえ、可能な限り広いエリアが開設区域となることを希望致します。</p>	<p>本案に賛成する意見として承ります。</p> <p>今後、状況及び必要に応じて開設区域を見直すことが適当と考えます。</p>	無

5	シスコシステムズ合同会社	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社として制度整備に賛同いたします。 ・本制度整備に基づいて5.2GHz帯高出力データ通信システムが導入されることによって、無線LANのサービス品質が向上し、例えば競技場等における無線LAN利用者の利便性が向上すれば、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会にも貢献するものと考え、これを歓迎いたします。 ・登録局制度や技術基準適合認定については、必要事項を遵守することは当然のことながら、本制度に適合する製品を多くの場面で活用いただけるよう、例えば、現在屋内用に展開されている製品で本制度に適合しているものについてはすみやかに登録を認めるなど、手続きが簡易なものとなるよう希望します。 	<p>本案に賛成する意見として承ります。</p> <p>屋外利用に当たりAPと中継器ではEIRPの仰角ごとの制限が基準として設けられるため、既存の製品であっても今回の基準に適合しているかを改めて所定の手続により確認することが必要と考えます。</p>	無
6	個人	人が集まるイベント会場など2.4GHzが逼迫する状態を緩和する為5.2GHzの屋外使用、減衰しやすい特性を考慮し20mWまでの出力可能な規制緩和を望みます	5.2GHz帯無線LANのEIRPは、現行基準では総電力で200mW相当となっており、今回の改正案では、これに加えて登録局では1W相当まで可能とすることとしています。	無